

総務常任委員会会議録

令和8年2月27日

寒川町議会

出席委員 佐藤委員長、小泉副委員長
山田委員、橋本委員、太田委員、茂内委員、廣田委員、横手委員、関口委員
岸本議長

説明者 三橋総務部長、濁川人事課長、遠藤副主幹
菊地町民部長、大平町民安全課長、三町副主幹、嶺主査

案 件

(付託議案)

1. 議案第11号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
2. 議案第18号 寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

(付託陳情)

1. 陳情第1号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する二度目の実態調査を行い、改善の進展状況を把握し、再発防止を求める陳情書

午前9時00分 開会

【佐藤委員長】 おはようございます。ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

本日の案件は、次第のとおり、付託議案2件、付託陳情1件でございます。

進め方については、次第のとおり、付託議案の審査、付託陳情の審査の順で行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、議案の内容につきましては、先日の本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第11号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

三橋総務部長。

【三橋総務部長】 おはようございます。それでは、付託議案の1、議案第11号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明させていただきます。審査をお願いいたします。説明につきましては濁川人事課長より行います。よろしくお願いいたします。

【佐藤委員長】 濁川人事課長。

【濁川人事課長】 それでは、総務部人事課より、議案第11号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について説明します。なお、説明については、本会議の中で総務部長より説明させていただいた内容と重複する部分もありますが、ご理解賜りますようお願いいたします。

今回の一部改正は、令和7年人事院勧告に基づくもので、人事院勧告の概要については、令和7年11

月25日に開催された本委員会の中で説明させていただいておりますが、当議案に関連するその他の給与制度、通勤手当に関するものについて説明いたします。

令和7年の人事院勧告では、その他の給与制度として、通勤手当について1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当の新設の勧告がなされております。当議案については、この勧告内容を当町においても地方公務員法の規定、均衡の原則、国公準拠に基づき人事院勧告を踏まえ、国と同様の対応を行うことから提案するものとなります。

続きまして、条例改正の内容について説明します。タブレット資料は、ファイル番号01議案第11号寒川町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてをお開きいただき、4分の3ページをお開きください。

最初に、第9条の通勤手当の改正となります。同条第4項に「第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。以下第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする」を規定します。

次に、第1号に「駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額」を規定します。

さらに同項第2号に「前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額」と定め、駐車場等の利用に係る者以外の通勤手当は既存の規定によるものとするとしております。

第4項を新たに加えましたので、現行の第4項から第7項までは1項ずつ繰り下がり、現行の第6項、改正案の第7項は、支給単位期間を定義した規定となりますが、新たに設けた駐車場等に関する区分を加える改正となります。

続いて、この改正条例の附則第2項で改正する寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の新旧対照表について説明いたします。

これまででも会計年度任用職員についても通勤手当を支給しており、今回の改正についても適用されるものとなります。先ほどの寒川町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを会計年度任用職員にも適用させ、改正で新たな規定を加え、既存の項を繰り下げたことによる改正となります。

次のページをご覧ください。寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の第30条第2項中、「第7項」を「第8項」に、「同条第4項」を「同条第5項」に改めるものとなります。

最後に、改正附則でございます。第1項では施行期日として、この条例は令和8年4月1日から施行することを定めております。

説明は以上となります。よろしくご審査くださるようお願いいたします。

【佐藤委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。
山田委員。

【山田委員】 2点ほど伺います。まず、今回駐車場の手当として5,000円を超えない範囲ということですけど、現状たしか役場のはす向かいに駐車場を職員さんたちが借りていると思うんですけど、現状どれぐらいの駐車場料金で設定しているのかお聞きします。

あとそれとパートタイムの会計年度任用職員なんですけど、パートタイムですから、フルには入っていないわけで、そうなると1か月じゃなくて、日割りという形になってくると思うんですけど、それについてなんですけど、パートさんの場合、職員用の駐車場を借りているのか、もしくは民間の駐車場を借りているのかというところでいろいろ変わってくると思うんですけど、それについてどうなっていますでしょうか。

【佐藤委員長】 濁川人事課長。

【濁川人事課長】 職員の駐車場の運営委員会の部分でございます。そちらについては、場所にもよるんですけど、4,600円とか4,800円ぐらいの額で月額お借りいただいているという状況となっております。また、2点目の会計年度についても、当然これまでも日割りの計算をしておりますので、その方によって週何回勤務するかによって額等は変わってくると思いますが、その辺は規則で定めていきたいと考えております。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

橋本委員。

【橋本委員】 1点確認させてください。他の近隣の市町村の状況をもし把握されていれば教えてください。

【佐藤委員長】 濁川人事課長。

【濁川人事課長】 今回国の人事院勧告に基づくものになりますので、他市町村でも同様な対応を行うという情報は得ております。今現在審議中になっていると思いますので、状況は詳しくは分からないんですけど、同様の対応を行うということで確認はとれております。

以上でございます。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

関口委員。

【関口委員】 今の橋本委員の続きになるんですけども、これは、人勧で出てくるからこういう形で各自自治体でこれに対応するんだろと思うんですけども、実際には組合との話合いの中で人勧から落ちてこなくとも、もちろん交通手当も含めて、駐車場なんか実際に自治体の状況によっては組合との話合いの中で対応しているような自治体もあるのではないかなという感じがするんですが、それとも人勧から違反するようなことはできないものなのか、その辺についてできましたら今の状況、ある意味ではどうなっているのかなということを知りたい部分もあるんですが、その辺のことについての見解をいただけますか。

【佐藤委員長】 濁川人事課長。

【濁川人事課長】 人勧から今回当町では一部改正ということでご提案させていただいている部分がありますが、今、委員がおっしゃるように、地方の自治体で敷地内に駐車をしていて、そこをお貸ししている、借りて停めているといった事実等々はあるかと思えます。当町の姉妹都市である寒河江市さんとかは敷地内に職員が停めているというようなこともあります。そういった状況から既にそういった部分で目的外利用でお貸しして停めているという事実はあるかと思えますが、当町の場合は職員に敷地内にお貸しするという事はしておりません。ただし、三役については、申出があれば敷地内に目的

外利用許可でお貸ししているという事実はあります。そういった中で、かかった費用に対して通勤手当が支給されている職員に対しては、基本支給していきたいというのが今回の趣旨でありますので、基本的には今回人勧どおりに当町においても行っていきたいと思います。2キロ未満2キロ以上がありますが、当然2キロ未満については通勤手当が支給されておきませんので、例で申しますと、自宅から最寄り駅が2キロ以上あって、最寄り駅に駐車場を借りていました。そこから公共交通機関、電車で寒川駅まで来ます。寒川駅から役場まで来ますといった例で申しますと、自宅から最寄り駅に停めている駐車場代、これは対象になります。当然電車代も手当が支給されます。恐らく定期の6か月の支給になるかと思いますが、寒川駅からここまでは2キロありませんので、ここは出ないといった形になりますので、今の例が一番分かりやすい例かなと思いますので、そのような対応をやっていきたいと考えております。

以上でございます。

【佐藤委員長】 遠藤副主幹。

【遠藤副主幹】 1点補足なんですけれども、これまで例えば職員労働組合からこういった駐車場料金について手当の要望というのはございませんでした。また近隣においても駐車場の料金について手当を出しているという近隣も今までなかったというような状況になっております。

以上です。

【佐藤委員長】 関口委員。

【関口委員】 分かりました。ある意味でいうと、人勧で落ちてくるまではなかなか動けない、このようなことがあるのかなという気がしますので、そういった意味では組合にしても、人勧が出てきた段階でしっかりと行政側と話し合いをする、こういうことになるんだろうと思いますので、そういった意味では標準化していくのかなという感じがします。

もう一つは、寒川の場合も職員の場合と、それから県費職員の場合とありますので、対応については全てが同じような対応を取っていただけたらなと思いますので、学校関係と、それから行政の公務員と差があっては私はいけないと思っていますので、その辺についても平等の原則から人勧に対してのしっかりとした対応を公務員といったらおかしいけれども、役場の職員も、学校に勤務する場合も、全てが同じような形で行ってくれる形が一番いいかなと思っていますので、県費職員も含めてその辺の平等性というものを担保していただきたいなと思いますけれども、それについての見解をいま一度お願いできますか。

【佐藤委員長】 濁川人事課長。

【濁川人事課長】 今、委員がおっしゃられたとおり、寒川町で支給する通勤手当については平等、均衡を図っていきたくて考えております。

どうしても当町で権限が及ばない、県で支出する通勤手当については、当町でどうすることもできませんので、そこはご勘弁いただきたいんですけど、当町で支給するものについては均衡を図っていきます。よろしく願いいたします。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

小泉副委員長。

【小泉副委員長】 2点確認させてください。まず1点が、今回の条例改正に伴う影響額、つまり駐

車場代を出すことによってどれぐらいになることが見込まれているのか、あともう一点が、5,000円を超えない範囲ということですが、今後恐らく現状は大体5,000円以内で収まっているのかなとは思いますが、今後5,000円を超えるようになったとき、これはどうするのか、そこをお伺いします。

【佐藤委員長】 濁川人事課長。

【濁川人事課長】 まず1点目でございます。10月に当課で調査させていただいた段階の話ですけど、年間約718万円が影響額になるかと思えます。その前後になるかと思えますので、これを新設したことによって車で行きたいという職員がいたり、そういった部分がありますので、多少前後する部分をご容赦いただきたいと思います。

2点目が、5,000円を超えた場合、5,000円を上限としますので、5,000円を超えた、例えば月額1万円を払おうが2万円払おうが、5,000円は5,000円、5,000円までしか支給はできないという形になります。よろしく願いいたします。

【佐藤委員長】 遠藤副主幹。

【遠藤副主幹】 今の影響額についての捕捉なんですけれども、10月の段階では人数として正規職員については117名の方が駐車場を利用している、また会計年度任用職員については19名の方が利用しているという状況になっております。

以上です。

【佐藤委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでございました。暫時休憩いたします。

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

委員の皆さん、傍聴の希望がございますけれど、入室していただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、続きまして、議案第18号 寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

菊地町民部長。

【菊地町民部長】 皆様、おはようございます。それでは、町民安全課の案件であります付託議案2、議案第18号 寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてご説明させていただきます。説明につきましては大平町民安全課長より、質疑につきましては、出席職員で対応いたしますので、よろしく願いいたします。

【佐藤委員長】 大平町民安全課長。

【大平町民安全課長】 それでは、議案第18号 寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてご説明させていただきます。なお、本会議場での町民部長の説明と重複する部分がございますが、よろしく願いいたします。

本議案につきましては、令和7年12月24日に公布されました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律により、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正が令和8年2月6日に公布されたことにより所要の改

正を講ずるものでございます。

それでは、改正の内容につきましてタブレット資料02寒川町消防団員等公務災害補償条例新旧対照表に基づいてご説明させていただきます。4ページ、5ページをご覧ください。第5条第2項第2号につきましては、消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額を「9,700円」から「10,000円」に改め、同号ただし書中では、補償基礎額の最高額を「14,500円」から「15,000円」に改めるもので、同条第3項につきましては、第1号として、補償基礎額の加算額の対象者であった配偶者が廃止となることから、第1号を削り、第2号で規定している補償基礎額の加算額を「433円」に改め、同号を1号繰り上げ、繰り上げによる条文の整理及び繰り上げに伴い第3号から第6号を第2号から第5号に1号ずつ繰り上げるものです。

次に、別表で定める補償基礎額表の団長及び副団長の項中「12,900円」を「13,340円」に、「13,700円」を「14,170円」に、「14,500円」を「15,000円」に改め、分団長及び副分団長の項中「11,300」を「11,670」に、「12,100」を「12,500」に、「12,900」を「13,340」に改め、部長、班長及び団員の項中「9,700」を「10,000」に、「10,500」を「10,840」に、「11,300」を「11,670」に改めるものです。

最後に、附則ですが、第1項で、施行期日を令和8年4月1日とし、第2項で、改正規定の経過措置を定めたものです。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【佐藤委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、質疑なしと認めます。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日総務常任委員会に付託された議案は、質疑まで終了いたしました。この後討論、採決の予定でございますけれども、討論のための休憩についていかがいたしましょうか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、これより討論に入りたいと思います。

議案第11号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について討論はありませんか。まず、反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 その他討論はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤委員長】 賛成全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第18号 寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 その他討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤委員長】 賛成全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

続きまして、付託陳情の審査に入りたいと思います。それでは陳情第1号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する二度目の実態調査を行い、改善の進展状況を把握し、再発防止を求める陳情書を議題いたします。まず、この陳情について事務局をもって朗読いたさせます。

亀井次長。

【亀井議会事務局次長】 陳情第1号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する二度目の実態調査を行い、改善の進展状況を把握し、再発防止を求める陳情書。

令和8年2月17日。寒川町議会議長岸本 優様。神奈川県横浜市旭区四季美台55-6 ハラスメントから職員を守る神奈川県民の会代表出井健三郎、鈴木光弥。

陳情理由。

ハラスメントから職員を守る神奈川県民の会（県民の会）は、令和5年から庁舎内における政党機関紙の勧誘が議員から職員へのハラスメントに当たり、政治的な中立性にも疑問があり、神奈川県各市町村に陳情を出して改善を求めてまいりました。神奈川県と16の市町村で陳情が採択され、それをふまえて神奈川県と8の市町でアンケートがおこなわれ、実態が明らかになりました。

神奈川県では6月議会で陳情が採択され、今年8月に管理職を対象に調査を実施。4名が心理的な圧力を感じた、うち2名がハラスメントを受けたと感じたと明確に回答しています。

なお、寒川町の実態調査では、勧誘を受けた34人のうち18人の職員が心理的な圧力を感じておりました。

同じように千葉市では令和2年にアンケートを実施して、その後の改善の実態を把握すべく、令和6年3月に再調査を行いました。管理職898人を対象に令和3年以降の実態を調査し、回答した623人のうち、105人（17%）が勧誘を受けたと答えた。このうち70人（67%）が「勤務時間中に勧誘を受けた」とし、7割が「心理的圧力を感じた」と回答しました。

令和2年の管理職向けアンケートでも勧誘を受けた人のうち約7割が「心理的な圧力を感じた」と回答。勧誘数自体は減っているものの、問題は改善されていない現状がありました。

また特筆すべきは、現在購読中の千葉市職員へのアンケート調査の結果です。購読中の39人に「なぜ

現在も購読しているのか」理由を尋ねると、30人が「解約を申し出づらいから」と答えました。つまり、仕方なく購読開始に同意しただけではなく、契約中の有料機関紙を「自らやめることが難しい」という状況はぜひ注視していただきたいと思います。

最近の事例では、新宿区では、管理職132人を対象に実施されたハラスメントに関するアンケートにおいて、85.2%が区議から政党機関紙の購読勧誘を受けた経験があると回答しました。そのうち64.3%が「心理的な圧力を感じた」と回答し、勧誘を受けた管理職の50%が「やむを得ず購読した」と答えました。（令和7年8月）。「日刊紙を解約する旨申し出たが、日曜版を勧誘され、やむを得ず購読している」との事例もありました。

この調査結果を受け、新宿区議は「議員が職員に対して政党機関紙の勧誘・販売・集金等を行うことでパワーハラスメントに該当し得る状態が生じている」と指摘して行政に対応を求め、新宿区は、職員への政党機関紙勧誘や庁舎内での集金を行わないよう区議会に要請するとともに、購読継続を望まない職員の集団解約を仲介しました。（詳細は別添「討議資料」参照）。

寒川町でも実態調査後、一定の対応をしていただいていると聞き及んでおりますが、令和5年12月の調査から2年以上が経過しておりますので、千葉市が実施したような再調査をして、課題が解決されているかどうかを把握して頂きたいと思い、改めて陳情いたします。

政党機関紙の勧誘は、役職者の新規任命が行われる3月末から4月上旬に集中する傾向があります。議員から職員に対する新たな心理的な圧力が生じないよう、また意思に反する購読が継続しているのであれば改善できるよう、改めて早急な確認をお願い申し上げます。

陳情項目。

1. 庁舎内において、職員が地方議員から政党機関紙の勧誘を受けて心理的な圧力を感じたり、現在も意思に反して購読しているという実態がないかについて、可能な限り早期に、職員に寄り添った形で再調査できるよう、行政に求めてください。

2. 仮に心理的な圧力を受けた職員や、意思に反する購読が続いている実情が確認された場合には、当該職員の意思が尊重されるよう、適切な対応を行うよう行政に求めてください。

以上です。

【佐藤委員長】 朗読が終わりました。陳情第1号につきましては、陳情者の鈴木光弥氏から意見陳述を行いたい旨の申出がありましたので、これを許可いたします。

意見陳述者の移動のために暫時休憩いたします。

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

これから意見陳述者の方から本陳情における趣旨説明をしていただきます。説明は5分以内でお願いしたいと思います。5分の時点でベルが鳴りますので、速やかにその際は終了していただきたいと思います。趣旨説明終了後、委員から意見陳述者の方に対する質疑を行います。そしてまた質疑が終了したら、意見陳述者の方は傍聴席に移動していただき、委員による陳情の審査を行います。

それでは、ただいまから陳情の趣旨説明を行います。説明の際は冒頭氏名を述べていただき、ご説明をお願いいたします。

それでは、どうぞお願いします。

【鈴木意見陳述者】 おはようございます。鈴木光弥と申します。本日は総務常任委員会の場で私の陳情を審議してくださることに心から感謝申し上げます。

2023年9月に初めて意見陳述をし、本会議にて採択され、調査まで行っていただいたことに感謝申し上げます。二度目は、昨年の12月議会で調査した中に心理的圧力を受けた人たちに対してのパワハラから職員を守る県民の会と名前を変更して陳情させていただきましたけども、残念ながら不採択でありました。その理由については、既に対応している、再調査をまずすべきだと思う、契約解除をするのは少し強引ではないか等々のご意見がありましたので、原点に戻って調査して2年になるので、どのように改善しているのかを確認することが大切と思い直して、今回3回目の再調査を求める陳情になりました。

先ほど読んでいただいた中にありますように、千葉市で行われた2回目の調査でも7割の方が心理的な圧力を感じている、言い方を換えればパワハラを感じているということだと思います。また、職員アンケートの自由欄にこういった声が寄せられていました。退職のときまで意思に反して購読を続けなければならないと考えるとやるせない、希望したものではなく特に興味のない機関紙なので本音はやめたい、このような職員が断れず不本意な購読を続けざるを得ない実態が明らかになっています。

議員の視点から見れば、心理的圧力、パワハラしていないと弁明があると思いますが、職員の視点では断れず無駄と分かっているけども続けざるを得ないということです。どちらの声を聞くべきでしょうか。明らかではいでしょうか。

また、結びに、当寒川町で購読しているが、やめられない、一旦購読したら定年まで取り続けなければならないというアンケート調査も出ており、心理的な圧力（パワハラ）と職員が感じていることです。今回、前回の調査後に勧誘があったのか、本当に喜んで購読しているのか、また前回のアンケートの後に書いてあった許可申請が出ておらず、庁舎管理規則に違反した勧誘行為を受け、嫌々購読している職員がもしいたならば、その人たちの救済などを重点に調査してほしいと思い、今回の意見陳述とさせていただきます。

以上で終わります。ご清聴ありがとうございます。

【佐藤委員長】 意見陳述が終わりました。意見陳述者に対し、委員の皆様から質疑等がございましたらお受けしたいと思います。

山田委員。

【山田委員】 2点ほど質問させていただきます。まず、神奈川県6月議会に調査されたということですけど、これに関しては4名の方が心理的圧力を感じたということですけど、これに関して神奈川県の管理職は何名ほどいらっしゃるのを把握されているのでしょうか。全体の数字が書いていないのでその辺をお聞きしたいと思います。

あともう一つ、今回資料が添付されていますけど、4ページ目にメディアの報道に関して書いてありますけど、これに関して新聞社や雑誌社の紹介がされていますけど、今回政党機関紙の問題に関して積極的に取り組んでいる世界日報というものが抜けていると思うんですけど、それについてどのようにお考えでしょうか。お聞きします。

以上です。

【佐藤委員長】 陳述者の方。

【鈴木意見陳述者】 申し訳ありません。私は、神奈川県職員が何名いるかとか、そこまでは把握しておりません。ただ、アンケートの結果、4名の方が勇気を持って手を上げてくださったという事実は賛美したいと思います。その中の2名がパワハラを感じたと言っていること自体をなしとはできないと思います。何人いようが、いまいが、パワハラを受けたということ自体は事実だと思います。そのことが重要なということで上げさせていただきました。

また、2番目の4ページにある世界日報の件がありました。世界日報であろうが、どの新聞社であろうが、正しいかどうかは見る人たちによって違います。ただ、この調査結果は今インターネットとか、今回も多分インターネット中継されていると思うんですけども、どこでも誰でも見ることができます。新聞社がどうのこうのと、そういう問題ではなく、こういった実際に起きていたことが聞くことができる今時代になっていますので、それを重視してもらえればと思います。

以上です。

【佐藤委員長】 山田委員。

【山田委員】 分かりました。神奈川県職員、管理職に関しては把握されていないということでしたけど、実際私たちが調べてみたんですけど、約3,400人いらっしゃいますので、確かにアンケートの結果というのは、そういう結果が出たと思いますけど、比率からいくと微々たるものなところもありますので、その辺も数字というものはしっかりと出していただきたいと思います。

あと、添付書類に関してインターネットで調べるということがありますが、これは政党機関紙ということでインターネットで調べると世界日報のところは結構詳細に書いてありますので、そういうところもしっかりとこういう資料にも入れてもらいたいと思いますので、お願いします。

取りあえず以上です。これは意見として。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

茂内委員。

【茂内委員】 確認といたしますか、聞きたいことがありますけど、今回の陳情に当たってなんですけども、政党機関紙を取ってくださいというのが、パワハラになるのかどうかということは、一人一人が感じる事だとはもちろん思うんですけども、今回のあれで、政治活動に対しての思いといたしますか、そういうものなのか、職員に関しての公務への影響とか、いろいろあるとは思うんですけども、今回アンケートをもう一回やって、私は、一人でも嫌な気持ちがあれば助けるべきだとはもちろん思うんですけども、そのアンケートをした先のことというのは、何か考えていらっしゃるのでしょうか。今回アンケートをとって、どのくらいの方数が嫌な思いをされているとか、パワハラを受けているなど思っているということで終わりなのか、アンケートをしたその先は何か考えていることがもしあるならば、教えていただきたいなと思います。

【佐藤委員長】 陳述者。

【鈴木意見陳述者】 アンケートをとって、その結果が出たことを私たちがどうこうする前に、職員と、あとはここにいらっしゃる議会の人たちで、どうこの寒川町をよりよい町にしていくのが重要じゃないでしょうかと私は思いますし、私たちの会も、私たちの意思どうこうじゃなくて、この町の人た

ち、県民の会ですから、県民の人たちを守るためにやりたい、だけど、私たちがこうしろ、ああしろと言うんじゃないで、それは議会と町の職務に就いている人たち、また下で一生懸命汗水流して働いている人たち、その人たちはこの町の人たちのために働いているんだと思います。ですから、その人たちのことを考えて、できれば前回もそうでした。前々回もそうでした。ここで、私は今日で3回目ですけども、させてもらったとき、皆さんすごく熱心に議論していただきました。ですから私は今回も来ました。だから、それをまた皆さんにお願いし、よりよい寒川町、相模の国の政の中心であった寒川神社を中心としてそれを進めてほしいというのが、神奈川県民として私は考えておりますし、私たちの会もそこが問題だと考えています。あくまでも県民、ここでしたら町の人たち、その人たちのために何が一番いいのかということを議論してもらえればいいと思います。

以上です。

【佐藤委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 鈴木さんのお強い思いは分かりました。それを聞けたので、私もそれを考えつつ、判断していこうかなと思います。ありがとうございます。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

横手委員。

【横手委員】 いつもお疲れさまでございます。本当に熱意のあることだとは思いますが、仮にまた否決されちゃいましたと言ったら、今年度内は多分無理なのかな。今年度というか、第1回の寒川町議会が続いているうちは出せないで、また来年同じ時期に出されるぐらいの覚悟でやっていらっしゃるのかということをお聞かせいただけますか。

【佐藤委員長】 陳述者。

【鈴木意見陳述者】 先ほどお話しさせていただきましたけども、本当に今回寒川町ではこの町の人たちのためになると私たちが判断した場合は、2回、3回、4回、5回と続けたいとは思っています。あくまでもそれは自分たちのどうこうじゃなくて、先ほども説明させていただきましたけど、町の人たちのため、それが模範となって県民、また仲間が全国にいますようなので、ここに広がっていけばと思っています。ですから、もしは考えたくないですけども、否決されてもその内容によっては続けていきたいという考えです。

以上です。

【佐藤委員長】 横手委員。

【横手委員】 分かりました。よくお気持ちは分かりましたので、ただ、要は町の方、もちろん町民の方、主権者の方たちという考え方もあるんですけども、一番は町の職員がこのような思いを二度としないような環境が整うことを目指していらっしゃるということによろしいですよ。

【佐藤委員長】 陳述者。

【鈴木意見陳述者】 職員及び実際に生活している町の人たちがそう思うような寒川町になったらよろしいと思います。

以上です。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

橋本委員。

【橋本委員】 質問させていただきます。先ほどのお話の中で確認したいことが1点ありまして、お話の中で一度取ったら新聞を定年までずっと取らなければならないみたいな、そんなご意見があったみたいな話が出ていたかと思うんですけれども、その辺に関してもう少し具体的に、そういう声が上がっていた背景というか、教えていただければと思います。

【佐藤委員長】 陳述者。

【鈴木意見陳述者】 千葉のそういう意見を先ほど読ませていただきました。ただ、寒川町さんで取っていただいた1回目のアンケートには、そこまで内容は載っていませんでした。ですからその後の調査、前回のときの調査を先に行うべきではないでしょうかという、否決された理由の中にありました。その辺も寒川町さんでは実際行ってくださっているのかどうかのほうが先かなと思います。こちらがどうこう言うことじゃなくて、議員さんから前回出た内容だったと思います。その後、ですから、今回まで約2年たっている間にどこまで職員、議員さんたち、また町の人たちで話が進んでいるかどうかというのは私たちの耳には聞こえない内容もありますけども、私の知り合いの中で寒川で働いている人がいましたので、その人からの意見だと、そういう内容がありました。ただ、先ほども言いましたけども、寒川町では庁舎内でやるには申請書が必要だという内容でしたね、前回のとき。それを実際もらっていない、申請も出していないのに庁舎内でやっていたのかどうかというのも私たちも分かりません。それらも含めて調査していただいて、あとは議員さんたちが職員の人たちと話し合ってもらえればいいのかと考えております。

以上です。

【佐藤委員長】 橋本委員。

【橋本委員】 今千葉のところは、そういう声があったということで分かりました。また、実際に鈴木さんが、今回もそうですし、前回も訴えていただいたり、あと役場の実際の職員の方とも質疑をしていますので、そういったことも踏まえて、今ご意見をいただいた中でも出てきましたので、そういったことを踏まえてしっかりと確認させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 以上で質疑を終結いたします。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

この陳情の審査の進め方でございますけれど、政党機関紙に関する陳情は昨年12月にもあり、また政党機関紙に関する現状については、そのとき執行部にも確認させていただきました。また、執行部が実施したアンケート調査の結果、こちらについては、タブレットフォルダの令和7年、13総務常任委員会、93-1201、12月1日の会議なんですよね。5-2に入っておりますので、併せてそちらもご確認していただきたいと思います。そのような状況でございますけれど、審査の進め方について、委員の皆様からご意見を伺いたいと思いますけれど、いかがでしょうか。そのまま進めていく形でよろしいか、執行部

を呼ばないでという形でよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

【佐藤委員長】 では、確認させていただきます。このまま進めさせていただきたいと思います。

それでは、以上で本委員会に付託されました陳情につきましては、質疑まで終了させていただきます。その後討論、採決の予定でございますけれども、討論のための休憩についていかがいたしましょうか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、早速これより討論に入りたいと思います。

陳情第1号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する二度目の実態調査を行い、改善の進展状況を把握し、再発防止を求める陳情書に対して討論はありませんか。まず反対討論のある方。

山田委員。

【山田委員】 陳情第1号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する二度目の実態調査を行い、改善の進展状況を把握し、再発防止を求める陳情書について反対の立場で討論いたします。本陳情は、ハラスメントを口実にした政党への攻撃です。思想、信条及び良心の自由を保障した憲法に違反し、内心の自由を侵害する実態調査を行うことについてもいかがなものかと思えます。政治的中立性も問題にしていますが、購読によって行政がゆがめられるなども全くその事実はありません。再調査しろという要求もありますけど、これについては全て思想調査です。特定政党との距離を図り、政党機関紙の購読を聞くこと自体、職員に対して心理的圧力を加えることになり、そのときの心的な状況を聞くことは内心の自由への侵害です。このことは許されません。現在どのような心理状態で購読しているのかなど、職員の信条、心理など内心の自由に係るものです。陳情の添付資料にも産経の押売とか、執拗な勧誘など出ていますが、このような事実はないと思います。以前の町の答弁でも明らかです。ハラスメントの申告、訴えはないと答弁しています。この件に関しては全て解決したこととして、本陳情には反対いたします。

【佐藤委員長】 続いて、賛成討論のある方。

橋本委員。

【橋本委員】 陳情第1号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する二度目の実態調査を行い、改善の進展状況を把握し、再発防止を求める陳情書に関して賛成の立場で討論いたします。陳情項目にあります政党機関紙の勧誘を受けて心理的な圧力を感じた場合、職員に寄り添った形で再調査できるよう、行政に求めることや心理的な圧力を受けた職員、該当する職員の意思が尊重されるよう、適切な対応を行うよう行政に求めてくださいというようなことですね。こちらはアンケート結果はきちんとした結果が出ております。必要なことだと認識しております。今回の陳情に関しては、今現在の状況に対する問題提起であったり、また庁舎内のハラスメントの防止への思いを受け止めまして、今回の陳情に関して賛成の立場として討論させていただきます。

【佐藤委員長】 続きまして、反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 賛成討論のある方。

横手委員。

【横手委員】 賛成の立場から討論させていただきます。先ほど反対討論の中に憲法違反という言葉がございました。それはそれであるほどなと思いますけども、その前に議会という組織の中において、まずガバナンスが不全であると正直言って思っております。それから、勧誘しているのは正直言って1つの党だけだと私は認識しているんですが、その方たちの倫理観の欠如、ここが大いなる問題ではないかなと思っております。それについて先ほど人数の部分で、要するに母数に対して少なかったというところについて随分な言い方をされましたけども、そういうような感覚でやっている以上は、これは反対せずに賛成して、もう一度調査をするなり、それから本来できることならば、議会でこれは改善していくことなので、議会で何らかの形で対策を練ったほうがいいんじゃないかなと思っておりますが、そのための第一歩としてこの陳情に賛成して、しっかりと職員の方たちに寄り添うような体制をつくっていただければと思っておりますので、賛成の討論とさせていただきます。

【佐藤委員長】 他に討論はございますか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第1号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤委員長】 賛成多数であります。よって、陳情第1号は採択といたします。

以上で、本日の議題は終了いたしました。

これもちまして、総務常任委員会を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

午前9時58分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 8年 6月 2日

委員長 佐藤 一夫